

令和 7 年度

鹿児島県原子力立地給付金補助事業者公募要領

(この公募は、令和 7 年度予算の成立を前提に募集の手続きを行うものです。)

《公募締切》

令和 7 年 2 月 1 7 日 (月) 1 7 時必着

《受付期間》

以下の期間内で、郵送又は持参で受け付けます。

令和 7 年 2 月 3 日 (月) ~ 令和 7 年 2 月 1 7 日 (月) 1 7 時

《応募書類送付先及び問合せ先》

鹿児島県総合政策部 地域政策課電源立地地域係 安井 (担当)

〒8 9 0 - 8 5 7 7 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 1 0 番 1 号

(電 話) 0 9 9 - 2 8 6 - 2 4 2 5

(F A X 0 9 9 - 2 8 6 - 5 5 2 9

(メール) dengen@pref.kagoshima.lg.jp

令和 7 年 2 月

鹿児島県

目 次

I. 公募内容

1. 制度の概要
2. 事業内容について
3. 交付対象経費及び補助率
4. 事業実施期間
5. 応募資格者
6. 公募期間
7. 応募書類の提出について
8. 審査について
9. 補助事業者の義務等
10. その他

II. 事業内容

1. 原子力立地給付金交付事業の内容
2. 事業スキーム

III. 業務内容

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 交付申請 | (4月) |
| 2. 改正電気事業法を踏まえた対応 | (4月～通年) |
| 3. 第1回概算払 | (10月～12月) |
| 4. 原子力立地給付金交付 | (10月～3月) |
| 5. 変更交付申請 | (12月～1月) |
| 6. 現地調査 | (1月～2月) |
| 7. 第2回概算払 | (2月～3月) |
| 8. 実績報告 | (4月) |
| 9. 確定検査 | |
| 10. 交付確定及び過払の交付金返納 | (4月～5月) |
| 11. その他 | |

IV. 応募書類様式

- (様式第1号) 応募書
- (様式第2号) 応募者概要
- (様式第3号) 事業実施計画書
- (様式第4号) 事業収支計画書

I. 公募内容

1. 制度の概要

(1) 原子力立地給付金交付事業の概要について

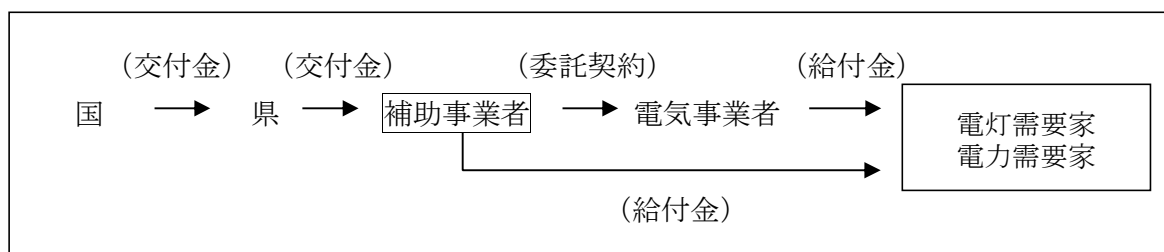
「原子力立地給付金」は、国の「電源立地地域対策交付金交付規則」に基づき、川内原子力発電所が立地する薩摩川内市とその周辺地域において、小売電気事業者等（以下「電気事業者」という。）から電気の供給を受けている者（以下「電灯需要家・電力需要家」という。）に対し、国から県を通じて交付されます。

県では、この「原子力立地給付金」の交付を行う者（以下「補助事業者」という。）を募集します。

原子力立地給付金交付事業の交付スキーム

注：電灯需要家＝一般家庭、

電力需要家＝企業等



(2) 通 則

本事業は、次の法令・通達及び交付要綱等の定めにより、実施されるものです。

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ・特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）
- ・特別会計に関する法律施行令（平成19年3月31日政令第124号）
- ・電源立地地域対策交付金交付規則（平成28年文部科学省・経済産業省告示第2号）
- ・電源立地地域対策交付金の運用について（通達 令和4年3月22日改正）
- ・鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年1月6日規則第1号）
- ・鹿児島県電源立地地域対策補助金交付要綱（平成16年2月24日施行）

2. 事業内容について

補助事業者は、「1. 制度の概要（2）通則」に記載する法令等（以下「関係法令等」という。）に基づき事業を実施します。

事業の詳細は、**Ⅱ. 事業内容**及び**Ⅲ. 業務内容**のとおりです。

3. 交付対象経費及び補助率

(1) 原子力立地給付金（補助率：10／10）

ただし、交付限度額の範囲内かつ県の予算の範囲内とする。

(2) 一般事務費（原子力立地給付金額の3.5％以内）

本県の交付事務に要する次の費用

費 目	内 容
a. 人件費	交付事務に係る人件費
b. 旅費	業務打合せ、現地調査等の旅費
c. 会議費	会議室使用料 等
d. 印刷費	事業報告書、制度PRパンフレット印刷費 等
e. 消耗品費	文房具等、各種書類の印刷等に必要な用紙費（給付金受領書、給付金振込通知書、振込口座確認通知書、給付金交付管理票 等）
f. 通信運搬費	郵便料金、宅配料金、PR資料配布等に関する費用 等
g. 振込・給付金 交付手数料	金融機関に支払う振込手数料 郵便振込、郵便振替払出手数料
h. 事務機・電算 機処理費	資料保管料（貸倉庫）・パソコンリース料、交付事務に係る電子計算機システムの使用リース料
i. システムプログ ラム開発費	プログラム開発等のソフトウェア作成費
j. 委託費	交付事務のうち電気事業者に委託する費用 （a～iのうち電気事業者に委託するもの）
k. 諸経費	その他交付事務に必要な経費

(3) 消費税額の取扱いについて

消費税額は、交付対象経費から除外して「事業収支計画書（様式第4号）」を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、交付事業の遂行に支障をきたすおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて交付金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計をもうけて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

4. 事業実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

5. 応募資格者

次の（１）～（９）までの全ての条件を満たす者とします。

（１）次の各号のいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団
- ② 役員等が、暴力団員であると認められる法人等
- ③ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人等
- ④ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするために、これらを利用している法人等

（２）法人格（内国法人）を有していること。

（３）当該交付事業の遂行に必要な組織を有していること。

（４）当該交付事業を遂行するために必要な経営基盤を有していること。

（５）当該交付事業の遂行に必要な知識を有していること。

（６）当該交付事業の遂行に必要な能力を有していること。

（７）個人情報管理する能力・体制を有していること。

（８）電気事業者と連携・協力して業務が遂行できること。

（９）当該交付事業に係る経理について管理能力を有していること。

6. 公募期間

令和7年2月3日（月）～令和7年2月17日（月）17時

郵送又は持参で受け付けます。

7. 応募書類の提出について

（１）応募書類は、下表の＜提出書類一覧表＞の**Ⅳ. 応募書類様式**により作成し、紙媒体で（５）提出先まで提出してください。

（２）提出された書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行うことがあります。

なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。

（３）提出された書類や追加説明資料は、返却しません。

（４）応募書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募の内容等の公表は行いません。

（５）提出先

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県総合政策部 地域政策課電源立地地域係 安井（担当）

（電 話）099-286-2425 （FAX）099-286-5529

（メール）dengen@pref.kagoshima.lg.jp

＜提出書類一覧表＞

	提出書類	提出部数
申請書類	※Ⅳ．応募書類様式による ▪ 様式第1号 応募書 ▪ 様式第2号 応募者概要 ▪ 様式第3号 事業実施計画書 ▪ 様式第4号 事業収支計画書	▪ 正本 各1部 ▪ 副本（写し） 各2部
添付資料	▪ 寄付行為、定款又は商業登記簿謄本 ▪ 「会社(事業)案内」(事業概要が確認できるパンフレット等) ▪ 決算報告書又は財務諸表(過去2年分) ▪ その他参考となる資料	各1部

8. 審査について

(1) 審 査

審査は、原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査の観点

応募書類の審査は、次の観点で相対的に評価します。

① 「5. 応募資格者」に記載された資格要件の評価

② 事業内容の評価

(ア) 実施計画書の内容が関係法令等に基づいているか。

(イ) 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的かつ効率的・効果的に事業を遂行するものとなっているか。

(ウ) 事務費の積算根拠が明確で、妥当な金額となっているか。 等

(3) 審査結果について

審査結果については、採択者宛て令和7年2月28日（金）までに書面で通知します。

また、審査結果は、ホームページ上で公表します。

9. 補助事業者の義務等

当該事業の交付決定を受けた場合は、以下に記載した事項の他、関係法令等の規定を遵守しなければなりません。

(1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、交付事業を中止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

(2) 補助事業者は、交付事業が完了した日（交付事業の廃止の承認があった日を含む。）から起算して10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。ただし、概算払により交付決定を通知した補助金の額の全額を支出している場合にあっては、実績報告書の提出期限は翌会計年度の4月18日までとします。

(3) 補助事業者は、交付事業の経費について交付事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を当該交付事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

(4) 交付事業終了後の交付金額の確定作業において、帳簿類等の確認が出来ない場合には交付

対象外となります。

(5) 交付事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

(6) 補助事業者が関係法令等に違反する行為をした場合には、交付金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。

(7) 補助事業者は、電気事業者から電灯需要家・電力需要家に関する個人情報等を取得することとなるため、情報管理には特段の注意を払い、交付事業完了後も、情報が漏洩することがないように努めなければなりません。

また、補助事業者が保有している各種情報については、交付事業を遂行するために必要な場合を除き、第三者に提供しないでください。

(8) 補助事業者は、給付対象需要家を保有している電気事業者との間で、需要家情報の入手に係る内容が記載されている契約書により契約を締結し、当該業務を実施してください。

10. その他

(1) 令和7年度交付対象地域

市町村名（旧市町村名）	交付規則第9条の適用条項	
		合併特例
薩摩川内市（旧川内市）	1項1号ホ	
薩摩川内市（旧樋脇町）	1項2号ホ	3項
薩摩川内市（旧東郷町）	1項2号ホ	3項
薩摩川内市（旧里村）	1項2号ホ	3項
薩摩川内市（旧上甕村）	1項2号ホ	3項
薩摩川内市（旧下甕村）	1項2号ホ	3項
薩摩川内市（旧鹿島村）	1項2号ホ	3項
薩摩川内市（旧入来町）	1項1号ホ	4項
薩摩川内市（旧祁答院町）	1項1号ホ	4項
いちき串木野市（旧串木野市）	1項2号ホ	
阿久根市	1項2号ホ	

(2) 原子力発電用施設

発電所名	所在市	設置者	設備番号	炉型	許可出力	工事計画認可年月	運転開始年月
川内原子力	薩摩川内市	九州電力株式会社	1号	PWR	89万kW	S53.11	S59.7
			2号	PWR	89万kW	S56.5	S60.11

(3) 公募資料作成に係る資料の提供について

公募資料の作成に必要な資料については、可能な限り提供いたしますので御連絡下さい。

- ・電源立地制度について（平成28年度版 資源エネルギー庁）
- ・電源立地地域対策交付金交付規則（平成28年文部科学省・経済産業省告示第2号）
- ・電源立地地域対策交付金の運用について（通達 令和4年3月22日改正）
- ・鹿児島県電源立地地域対策補助金交付要綱 等

Ⅱ. 事業内容

1. 原子力立地給付金交付事業の内容

(1) 概 要

原子力立地給付金交付事業は、当公募により選定された補助事業者が県に交付申請を行い、交付決定を受けて事業を実施します。原子力立地給付金は、電気の需給契約の内容により電灯需要家・電力需要家に交付されるものであることから、補助事業者は、電気事業者に交付事務を委託することを可能としています。

(2) 交付の方法

- ① 電気の供給を受ける電灯需要家・電力需要家の電気料金の振替口座と、同一の預金口座へ直接振り込み手続を行います。
- ② 電気料金を口座振替以外で支払されている電灯需要家・電力需要家については、別に指定された金融機関の口座への振り込み、「郵便振替払出証書」の郵送または現金による交付となります。

(3) 交付の時期と回数

基準日（令和7年10月1日）の電気の契約内容を確認し、令和8年3月31日までに原子力立地給付金を1回交付します。

(4) 交付対象地域

I. 公募内容の「10. その他（1）令和7年度交付対象地域」のとおりです。

(5) 交付要件

交付要件は、「電源立地地域対策交付金交付規則第9条」及び「電源立地地域対策交付金の運用について（通達）6. 交付規則第9条関係」に基づきます。

(6) 交付金額の算定方法

「電源立地地域対策交付金交付規則第9条」の規定により、交付金額を算定します。

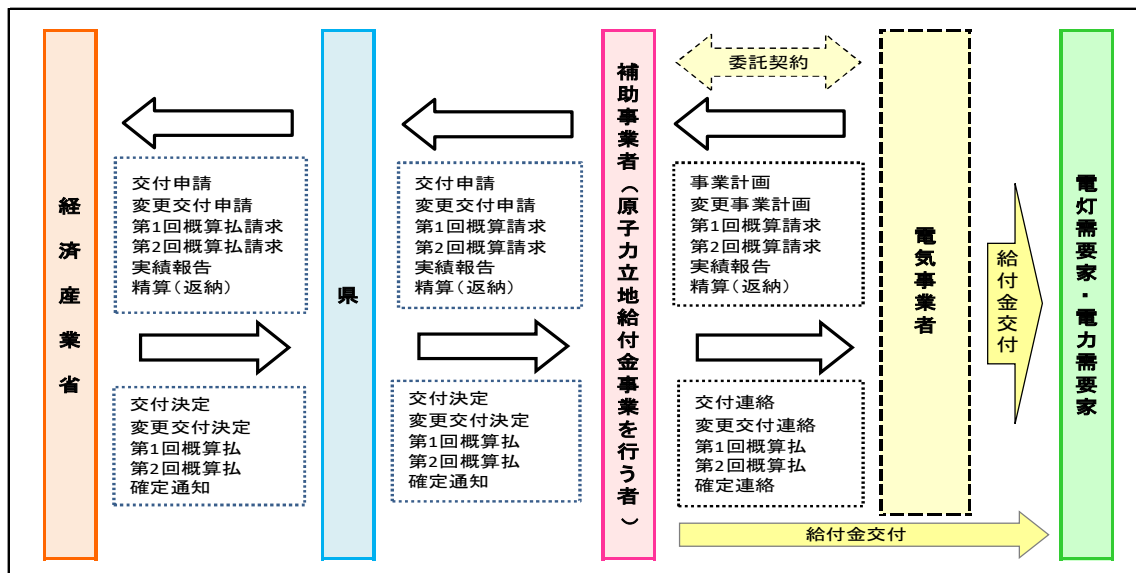
○電灯需要家の場合

電灯需要家の契約口数 × 交付単価 × 12か月

○電力需要家の場合

電力需要家の契約kW数 × (交付単価 × 1/2 × 1/2) × 12か月

2. 事業スキーム



Ⅲ. 業務内容

関係法令等に基づき、適正・円滑な原子力立地給付金の交付事務を行います。

主な業務内容は、次のとおりです。（一部、電気事業者に交付業務を委託する場合を含む。）

なお、次の「」書きの様式については、「鹿児島県電源立地地域対策交付金交付要綱（以下「県要綱」という。）」に規定する様式です。

1. 交付申請（令和7年4月）

※ただし、令和7年2月中に申請書案について事前協議をします。

（1）「事業計画書（県要綱第3号様式）」の作成

基準日（令和7年10月1日）の電灯需要家の契約口数の見込み及び電力需要家の契約kW数の見込みを電気事業者に照会し、旧市町村別に取りまとめ、「事業計画書（県要綱第3号様式）」を作成してください。

（2）「交付申請書（県要綱第1号様式）」等の提出

次の書類を県に提出してください。

- ・「交付申請書（県要綱第1号様式）」
- ・「費用内訳書（県要綱第2号様式）」
- ・「事業計画書（県要綱第3号様式）」
- ・その他知事が必要と認める書類

（3）「交付決定通知書」の受理

2. 改正電気事業法（小売参入の全面自由化）を踏まえた対応（平成29年4月～通年）

（1）電気事業者の把握

国に許可等を受けた電気事業者を把握してください。

（2）需給契約のある電気事業者への対応

制度の概要説明を行い、電灯需要家・電力需要家への交付方法を協議してください。

（3）交付対象地域での需給契約の確認調査

調査票等の資料を作成し、電気事業者に郵送し、調査票を回収、取りまとめをしてください。

（4）データベースの設計及び調整

必要に応じて、電気事業者からの電灯需要家・電力需要家情報を入手したのち、適切な交付事務を遂行する為に、電灯需要家・電力需要家のデータベース等の設計及び運用を行ってください。

3. 第1回概算払（令和7年10月～12月）（概算払請求を行う場合）

（1）「概算払申請書（県要綱第13号様式）」の提出

- ・「概算払申請書（県要綱第13号様式）」及び「請求書（県要綱第12号様式）」を県に提出してください。

（2）概算払の受入

交付事務を電気事業者に委託する場合は、県から交付金の受入後、すみやかに電気事業者に送金してください。（令和7年12月31日までに完了）

4. 原子力立地給付金交付（令和7年10月～令和8年3月）

原子力立地給付金を、基準日（令和7年10月1日）から令和8年3月31日までに1回交付してください。

（1）交付単価・対象地域の最終確認（令和7年9月）

- ・原子力発電所の新增設や廃炉等の変更事項の有無を確認してください。
- ・市町村合併等に伴う交付対象地域の変更の有無を確認してください。

（2）電灯需要家・電力需要家に原子力立地給付金を交付

（3）交付に伴う関係先（県、市等）及び電灯需要家・電力需要家からの問合せ対応

5. 変更交付申請（令和7年12月～令和8年1月）

（1）「事業変更計画書（県要綱第3号様式）」の作成

基準日（令和7年10月1日）の電灯需要家の契約口数及び電力需要家の契約kW数を電気事業者へ照会し、旧市町村別に取りまとめ、「事業変更計画書（県要綱第3号様式）」を作成してください。

（2）「変更申請書（県要綱第4号様式）」等の提出

変更事項を確認し、次の書類を県に提出してください。

- ・「変更申請書（県要綱第4号様式）」
- ・「費用変更内訳書（県要綱第5号様式）」
- ・「事業変更計画書（県要綱第3号様式）」
- ・その他知事が必要と認める書類

（3）「変更交付決定通知書」の受理

6. 現地調査（令和8年1月～2月）

交付事務を電気事業者へ委託する場合は、原子力立地給付金交付事務の適正な執行状況を確認することを目的に、電気事業者の本店・支店・営業所で現地調査を実施してください。

（1）関係先との日程調整

（2）調査内容確定

調査項目及びサンプリング調査の実施に伴う電灯需要家・電力需要家の抽出

（3）調査内容

① 総括調査

原子力立地給付金の交付状況について、総括的に内容を確認

② サンプリング調査

- ・抽出した電灯需要家・電力需要家に対して、適正に交付されているか確認
- ・関係法令等の変更事項等について、適正に処理されているか確認等

※現地調査にあたっては、必要に応じて国及び県が立ち会う場合があります。

7. 第2回概算払（令和8年2月～3月）（概算払請求を行う場合）

（1）「概算払申請書（県要綱第13号様式）」の提出

- ・「概算払申請書（県要綱第13号様式）」及び「請求書（県要綱第12号様式）」を県に提出してください。

(2) 概算払の受入

交付事務を電気事業者に委託する場合は、県から交付金の受入後、すみやかに電気事業者に送金してください。(令和8年3月31日までに完了)

8. 実績報告(令和8年4月18日まで)

(1) 交付事務を電気事業者に委託する場合は、原子力立地給付金及び委託費について、帳票等により支出内容を精査

・原子力立地給付金：旧市町村別に単価、電灯需要家・電力需要家、給付金額等の精査をしてください。

・委託費：委託事務経費の精査をしてください。

(2) 「実績報告書(県要綱第9号様式)」の提出

令和8年4月18日までに、原子力立地給付金及び一般事務費を取りまとめて、「実績報告書(県要綱第9号様式)」を県に提出してください。

9. 確定検査

(1) 交付事務を電気事業者に委託する場合は、電気事業者への確定検査を実施

(2) 県による補助事業者への確定検査

10. 交付確定及び過払の交付金返納(令和8年4月～5月)

(1) 県から「交付確定通知書(県要綱第10号様式)」の受理

(2) 交付事務を電気事業者に委託する場合は、補助事業者から電気事業者に確定通知

(3) 過払の交付金がある場合は、県に返納

11. その他

(1) 業務打合せ(適宜)

進捗状況の報告や業務課題等の業務打合せを行ってください。

(2) 委託契約締結

給付金業務を適正・円滑に実施できるように電気事業者との委託契約を締結してください。

(3) 課税庁による差押え対応

補助事業者が電灯需要家・電力需要家に交付する原子力立地給付金は、交付が未了である間、電灯需要家・電力需要家への債務と捉え、電灯需要家・電力需要家に税の滞納がある場合は、当該滞納者への債務を有する補助事業者に対し、国税徴収法による強制徴収権限を有する課税当局から、調査並びに差押が行われることがあります。

(4) 過年度交付金の返還対応

過年度に遡及した電力契約の齟齬(契約kWの変更)や、郵便振替払出証書の期限までに払い出しされなかったことにより生じた返還金等、過年度分の過払の交付金については、返還処理を行う必要があります。

(5) 制作物等

① 交付対象市町村の町域表示一覧作成

市町村合併による交付対象地域を判定するための情報を関係自治体から入手し、町域表示一覧を作成してください。

② 原子力立地給付金のPR原稿作成

・必要に応じて、電灯需要家・電力需要家向けの原子力立地給付金の案内チラシを作成してください。

・必要に応じて、関係自治体向けの市町村広報誌等への掲載原稿を作成してください。

③ 民営化等による国・県施設の交付判定

国及び県施設の独立行政法人化や指定管理者への移管等の状況把握に努めてください。

IV. 応募書類様式

様式第 1 号

文 書 番 号
令和 年 月 日

鹿児島県知事 ○○ 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 7 年度鹿児島県原子力立地給付金交付事業応募書

令和 7 年度鹿児島県原子力立地給付金交付事業について, 下記の書類を添えて応募いたします。

記

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.

鹿児島県原子力立地給付金交付事業応募者概要

1. 応募者概要

団 体 名 称	
住 所	〒
実 施 部 署 名	
担 当 者 名	
電 話	
F A X	
メールアドレス	

2. 実施体制（委託先も含めた実施体制を記載）

様式第 3 号

鹿児島県原子力立地給付金交付事業実施計画書

- ・関係法令等を熟読の上、次の項目に記載して下さい。
- ・ページ数の制限は特にありません。

1. 交付対象地域（公募要領の記載内容を表示） 市町村名（旧市町村名） 交付規則第 9 条の選択措置 ①〇〇市（旧〇〇〇） （ロ ～ へ） ②〇〇市（旧〇〇〇） ③〇〇市（旧〇〇〇）
2. 交付対象者 ※交付規則，運用通達等に基づき記載 （1）電灯需要家 （2）電力需要家 （3）交付対象から除かれる電灯需要家・電力需要家 等
3. 交付金額 ※交付規則，運用通達等に基づき記載 （1）市町村別交付単価 上記「1. 交付対象地域」の地域別の交付単価及び算定式を記載 （2）給付金額の算定方法 給付金額の算定式を記載
4. 交付時期及び交付方法
5. 不交付の場合の措置 交付不能及び受領辞退等による不交付の際の対応を記載
6. 個人情報保護に関すること ・プライバシーマークの取得の有無，又は個人情報保護に関する規則等について記載 ・情報管理体制や電気事業者との連携・協力体制について記載
7. 年間業務スケジュール ・年間の業務内容を記載したスケジュール表を作成 ・様式は任意
8. その他 ・交付事務委託予定先 ・交付事務の委託等，業務遂行する上で留意すべき事項について記載

様式第 4 号

鹿児島県原子力立地給付金交付事業収支計画書

(1) 収 入

区 分	予算額 (円)	内 容
県交付金		原子力立地給付金 円 一般事務費 円
自己資金		
その他		
合 計		

(2) 支 出

・原子力立地給付金

区 分	内 容	予算額 (円)	積算内訳
給付金	電灯需要家 電力需要家		別添のとおり

・一般事務費

区 分	内 容	予算額 (円)	積算内訳
a. 人件費			
b. 旅 費			
c. 会議費			
d. 印刷費			
e. 消耗品費			
f. 通信運搬費			
g. 振込・給付金交 付手数料			
h. 事務機・電算機 処理費			
i. システムプロ グラム開発費			
j. 委託費			
k. 諸経費			
合 計			

※「j. 委託費」の内容については、上の区分により詳しく記載すること。